平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

整理番号	5 ― 50

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	法外援助扶助事業					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	淡 路 至 尊		氏名	渡 部 憲 一
事業の概要	共同募金会雄武支部において、毎年１２月に「歳末助け合い運動」を実施しており、低所得世帯、独居老人世帯、在宅障がい者等を対象に見舞金を支給し、明るく楽しい正月を迎えられるように義援金を支給しており、町がその一部を負担する。					

全体計画 /単年度繰返		
（平成 20 年度～ 24 年度）		
事業費	国・道支出金	千円
	地方債	千円
	その他	千円
	一般財源	1,000 千円
	事業費計	1,000 千円

実施方法	■	直営		民間委託		その他（　　）
第 5 期 総合計画（前期）	■	登載事業		非登載事業	優先度	B

事業の位置付け	政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～
	基本施策	11	社会保障制度の充実
	単位施策	4	低所得者の自立の支援
	事務事業の種類	■	自治事務　□ 法定受託事務
	その他計画・根拠等		

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(計画)
	国・道支出金	千円	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
	雄武町負担額（一般財源）	140 千円	126 千円	126 千円	200 千円	200 千円
	合計	140 千円	126 千円	126 千円	200 千円	200 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	低所得者等	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	社会的弱者が地域で安心して暮らせるよう総合的な支援が求められている。	義援金の扶助		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	低所得世帯における生活保障を補う貴重な援助となっており、自立更生に努めている低所得世帯への激励及び福祉の向上を図る。	① 給付実績	目標年度	22年度
			目標値	126 千円
			実績値	126 千円
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	低所得世帯の生活の安定化が図られると共に自立更生に貢献する。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①義援金の拠出	歳末助け合い運動を実施し、低所得世帯、独居老人世帯、在宅障がい者等を対象に支給する義援金の一部を負担する。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	□義務的なもの □全部 □一部	１２月(歳末)における町民の安定した生活を送るためにも共同募金会雄武分区が実施する「歳末助け合い運動」に対し義援金の一部を負担することは必要である。当該事業を実施しない場合、義援金を必要とする世帯に影響を及ぼす。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	当該事業を実施したことで、１２月(歳末)における要保護世帯等の生活に支障を来さなかった。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 ■事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 □その他	平成１８年度まで、定額により支給してきたが、平成１９年度から、雄武町社会福祉協議会との折半により負担している。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	安定した生活確保のための義援金である。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
働くことができない、町民、要保護世帯等に対し義援金の支給は必要不可欠であり、町民の生活及び福祉の向上を図るうえでも、計画どおり事業を進めることが適当である。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
１２月(歳末)における町民の安定した生活をおくるための措置として町の支援は必要である。町が義援金の一部を支援することで、要保護世帯の自立支援を促進できるため、現状維持が必要である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）